

輸入種苗検疫要綱(昭和三十二年七月三十一日付 農林省令第676号 農林省長官通達)の一部を次のように改正する。

第20第3号中「苗検又は麦角」を「有害植物」に改める。

別表3の2の項中

バラ科の 苗木類	//	果実2個又は枝の 病徴部2点以内	<i>Erwinia amylovora</i> Winslow et al. 火傷病菌	翌栽培地に移植 すること。
<i>Prunus</i> 属の 苗木	//	その殻10個又は 病徴部5点以内	<i>Dibolion morbosum</i> Theissen & Syden (Black knot)	平置露天栽培地に移植 すること。

を

バラ科の 苗木類	培養検査及び 抗血清検査	病徴部2点以内	<i>Erwinia amylovora</i> Winslow et al. 火傷病菌	選抜栽培地及び 抗血清により検査すること。
<i>Prunus</i> 属の 苗木類	培養検査	その殻10個又は 病徴部5点以内	<i>Dibolion morbosum</i> Theissen & Syden (Black knot)	平置露天栽培地に移植 すること。

に改める。

別表5の処理の欄(2)中「1%」を「1.5%」に改める。